

「監督指針(案)」に対するコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ-2-4-4(2)⑤イ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅲ-4-9-9(2)⑤イ	証券化エクスポージャーの流動性リスク等について、定性的事項のみならず定量的事項についても開示するべきではないか。	現時点において、証券化エクスポージャーの流動性リスクを定量的に把握することは一般的に困難であると考えられることから、定性的事項について開示を求めているものです。 なお、頂いたご意見は、貴重なご意見として承り、今後の参考にさせていただきます。